

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- **事業報告**

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- **連結計算書類**

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

- **計算書類**

株主資本等変動計算書

個別注記表

第74期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）

極東産機株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kyokuto-sanki.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、並びにその周知と運用の徹底をはかっていく。
 - 2) コンプライアンス規程を制定し、当社のコンプライアンス担当部署は管理本部とし、コンプライアンス担当役員を常務取締役管理本部長とする。
 - 3) 常務取締役管理本部長は必要に応じて従業員等を対象とした企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上、及びコンプライアンスの実践をはかるための教育・研修計画を策定・実施する。
 - 4) 不正行為等の早期発見と是正をはかり、コンプライアンス経営を強化するため、内部通報規程を制定し、社内及び社外に通報窓口を設置して、当社の労働者及び当社の取引先労働者からの通報を受け付ける。
 - 5) 内部監査室員は、コンプライアンスの運用状況について監査し、監査結果を適宜、社長及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティに関する法令や社内規程が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施する。
 - 2) 職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書保管規程に基づき、保存・管理をおこない、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスクマネジメント規程を制定し、RM（リスクマネジメント）委員会において、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理マニュアルも合わせて整備する。
 - 2) リスク管理に関する重要事項について、取締役会に報告又は必要に応じて付議する。
 - 3) リスクマネジメント規程が有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に内部監査を実施する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- 1) 取締役会規程に基づき取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断をおこなう。
 - 2) 経営会議規程に規定する、経営会議を原則として毎週開催し、各部門の事業計画の進捗状況の報告、計画遂行のための部門間調整等を実施し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善をはかっていく。
 - 3) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において取締役の職務権限を定め、業務遂行に必要な職務権限の行使を規程に基づいて適正かつ効率的に実施できる体制とする。
- ⑤ 子会社における業務の適性を確保するための体制
- 子会社の管理については「関係会社管理規程」を制定し、適切な管理をおこなう。
- 1) 管理本部長は子会社に対し、必要な書類、資料の提出または報告を求め、会社の経営状態、業務状況等を把握し、適時、取締役会において報告する。
 - 2) 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事業リスク及びその他個別リスクについて適宜、子会社から報告を受ける。また、原則として当社の取締役又は従業員を派遣し、損失の危機が生じた場合は直ちに管理本部長へ報告させる。
 - 3) 子会社の業務執行に関して、当社取締役会での承認を要する事項及び当社への協議が必要な事項を定める。また、子会社の事業と関連する当社の事業部門長が緊密な連携をはかる。
 - 4) 「企業行動規範」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。同時に、子会社に対し、企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上をはかることを求める。また、子会社の取締役及び使用人による内部通報について、状況が適切に当社へ報告される体制を整備する。
 - 5) 当社の内部監査室員による内部統制監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査等委員会が必要とした場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の意見を尊重しておこなうことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

- 2) 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する際には、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- 1) 代表取締役及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行報告をおこなうものとする。
 - 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査をおこなう場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - 3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、監査等委員会に対して報告をおこなうものとする。
 - 4) 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告をおこなうものとする。
 - 5) 総務部は、監査等委員会に対し、必要に応じて当社における内部通報の状況の報告をおこなうものとする。
- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等は、監査等委員会に直接報告をおこなうことができるものとし、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いをおこなうことを禁止し、外部の相談連絡窓口を設置する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
 - 2) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見を交換する機会を設けるものとする。
 - 3) 監査等委員会が弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携をはかれる環境を整備するものとする。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

- 1) 反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために当社の基本姿勢を明確にするとともに、反社会的勢力対策要領に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施する。
- 2) 総務部は社内研修等で定期的に注意喚起する。
- 3) 管理本部はRM（リスクマネジメント）委員会で状況を報告し、必要に応じて取締役会や経営会議においても状況を報告し、対応を検討する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会を16回開催し、取締役と取締役（監査等委員）の出席の下、取締役会決議案件の審議だけでなく、経営に関する重要な事項（各部署の年度計画の進捗状況・予実差異分析・投資・資本政策・人事戦略など）について議論をおこなっております。

② コンプライアンス

内部統制システム基本方針、企業行動規範を規程化し、全社員に周知徹底をはかっております。

反社会的勢力との関係遮断につきましては、取引基本契約書等の反社会的勢力排除の条項を盛り込むとともに、定期的に関係先の反社チェックを実施するなどの対応を徹底しております。

労務管理に関しましても、ルールの徹底や見直しをおこなっております。

その他、「業務の適正を確保するための体制についての決定内容」を遵守して、コンプライアンス経営を推進しております。

③ リスクマネジメント

取締役・取締役（監査等委員）・内部監査室長・各本部長・総務部長・経理部長・システム開発室長他が出席する「RM（リスクマネジメント）委員会」を3ヵ月ごとに開催し、重点リスクについては事例共有と対策協議をおこなっております。

④ 監査体制

内部監査室が、全部課単位で業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックしているほか、監査等委員会の監査を本社及び主要な事業所に対して実施し、ルールを逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しております。

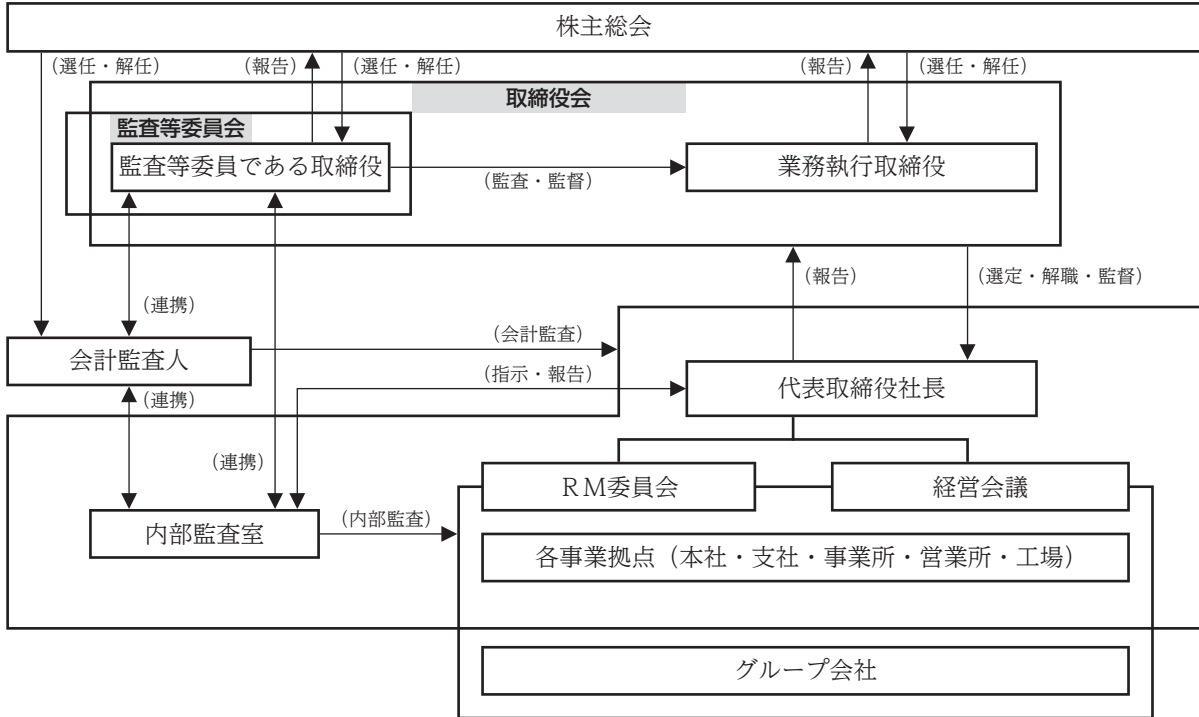
常勤の監査等委員は、取締役が出席して毎週開催する経営会議や他の重要会議に出席し取締役の業務執行状況等を把握したうえで、社外取締役（監査等委員）と原則月1回監査等委員会を開催することで、情報交換を通じた連携をはかっております。

また、監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換することで、三様監査の連携をはかっております。

〈ご参考〉

当社グループの業務執行・経営の監視及び内部統制等の整備の状況の模式図は次のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図



連結株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和3年10月1日残高	631,112	481,062	1,686,569	△20	2,798,724
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△6,737		△6,737
会計方針の変更を反映 した当期首残高	631,112	481,062	1,679,831	△20	2,791,986
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△53,909		△53,909
親会社株主に帰属 する当期純利益			143,422		143,422
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	89,512	-	89,512
令和4年9月30日残高	631,112	481,062	1,769,343	△20	2,881,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
令和3年10月1日残高	4,800	△22,530	△17,730	2,780,993
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△6,737
会計方針の変更を反映 した当期首残高	4,800	△22,530	△17,730	2,774,255
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△53,909
親会社株主に帰属 する当期純利益				143,422
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,158	△20,321	△22,479	△22,479
連結会計年度中の 変動額合計	△2,158	△20,321	△22,479	67,032
令和4年9月30日残高	2,641	△42,852	△40,210	2,841,288

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ROSECC

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式

移動平均法に基づく原価法

ロ. 商品、製品、仕掛品(請負工事を除く)、原材料

月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 仕掛品(請負工事に係る)

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ニ. 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定額法

建物以外 主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 7年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売用のソフトウェアについては、販売見込期間(3年)に基づいております。

ハ、リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

ハ、役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき役員賞与支給見込額を計上しております。

ニ、製品保証引当金

製品の品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度に対応する発生見込額を計上しております。

ホ、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ、未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整はおこなっておりません。

イ. 商品及び製品の販売

当社グループは、インテリア事業部門において、自動壁紙糊付機等インテリア内装施工機器や施工工具、内装工事用テープ等の資材を販売しております。畳事業部門において、畳製造装置に関連する工具・副資材等を販売しております。コンシューマ事業部門において、特殊機能畳等のインテリア商品を販売しております。食品機器事業部門において、マルチディスペンサー等の厨房用食品機器を販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ. 試運転調整作業等を伴う装置等の販売

当社グループは、主に産業機器事業部門において、試運転調整作業等を伴う装置等の販売をおこなっており、当該装置等及び試運転調整作業等の提供を履行義務として識別しております。このような試運転調整作業等を伴う装置等の販売については、原則として、当該試運転調整作業等が完了した時点で収益を認識しております。

ハ. 工事契約売上

当社グループは、ソーラー・エネルギー事業部門において、産業用・家庭用ソーラー発電システム、蓄電池等の請負施工をおこなっております。このような工事契約については、工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいておこなっております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却をおこなっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「スクラップ売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた15,280千円は、「スクラップ売却益」3,949千円、「その他」11,330千円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた1,520千円は、「為替差損」1,176千円、「その他」344千円であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、商品及び製品の販売について出荷時に収益を認識していた販売取引については、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。また、工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。さらに、割賦販売にて翌連結会計年度以降の収入とすべき金額に対応する割賦販売利益を「割賦利益繰延」として繰延処理をしておりましたが、顧客との契約に基づく取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識し、それ以外の取引価格を検収時に一括して収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従って、ほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までにおこなわれた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理をおこない、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は12,940千円増加、売上原価は10,493千円増加、営業利益は1,401千円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,962千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,737千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」として表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの減損検討

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 78,143千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上しているのれんは、令和2年10月1日に子会社化した株式会社ROSECCの株式の取得に関するものです。

業績や経営環境の変化、事業戦略の見直しなどを判断材料に減損の兆候の判定をおこなっております。減損の兆候がある場合には減損の認識の判定をおこないますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、営業赤字が継続していることからのれんが帰属する事業に関連する資産グループに減損の兆候があると判断しました。

減損の認識の判定では、経済状況や将来の市場及び経済全体の成長率等を考慮して立案する事業計画などの仮定や前提に基づいて将来キャッシュ・フローを見積ります。

のれんが帰属する事業に関連する資産グループの減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、のれんを含むより大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較した結果、後者が前者を上回るためののれんの減損損失は認識しておりません。見積りに用いた事業計画に重要な変更がある場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 160,809千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、その回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。将来の合理的な見積可能期間内の事業計画を基礎として算定した課税所得の見積額に基づいて、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社グループにおいては例年並みの業績に基づく課税所得が見込まれるのは翌連結会計年度となると仮定しております。

なお、将来課税所得の見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,624,454千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物 1,672,759千円 (3,464千円)

機械装置及び運搬具 113,480千円 (113,480千円)

工具、器具及び備品 0千円 (0千円)

土地 1,399,437千円 (225,681千円)

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 907,309千円 (一千円)

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） 1,818,502千円 (35,040千円)

上記のうち、（ ）内書は工場財団抵当を示しております。

(3) 保証債務

下記の会社のリース会社からのリース債務に対し、保証をおこなっております。

株式会社キツタカ 12,722千円

(4) 契約負債の残高

契約負債(注) 70,206千円

(注) 契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

5,391,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月23日 定時株主総会	普通株式	53,909	10.00	令和3年9月30日	令和3年12月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

令和4年12月23日開催予定の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,909	10.00	令和4年9月30日	令和4年12月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を主に銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引はおこなわない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び買掛金は、顧客信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。償還日は最長で決算日後16年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における営業管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金、受取手形、売掛金、契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券(※1)	51,788	51,788	－
(2) 長期借入金(※2)	(2,118,242)	(2,118,198)	△44

(※1) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額2,000千円)は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

また、元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度末（令和4年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,353	—	—	3,353
投資信託	48,435	—	—	48,435
資産計	51,788	—	—	51,788

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度末（令和4年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（※）	—	2,118,198	—	2,118,198
負債計	—	2,118,198	—	2,118,198

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 報告セグメントごとの収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	プロフェッショナル	コンシューマ	インダストリー	ニュー・インダストリー	
売上高					
製品	2,810,465	543,277	951,299	357,133	4,662,175
商品	4,590,016	142,694	9,265	104,513	4,846,490
その他	65,654	55,651	17,747	34,248	173,301
顧客との契約から生じる収益	7,466,136	741,623	978,312	495,895	9,681,967
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,466,136	741,623	978,312	495,895	9,681,967
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	2,989	2,989
計	7,466,136	741,623	978,312	498,884	9,684,957

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 527円05銭
(2) 1株当たり当期純利益 26円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
				別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
令和3年10月1日残高	631,112	481,062	77,687	190,000	1,414,912	1,682,599	△20	2,794,755	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△6,737	△6,737		△6,737	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	631,112	481,062	77,687	190,000	1,408,174	1,675,862	△20	2,788,017	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△53,909	△53,909		△53,909	
当 期 純 利 益					167,901	167,901		167,901	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	113,992	113,992	-	113,992	
令和4年9月30日残高	631,112	481,062	77,687	190,000	1,522,166	1,789,854	△20	2,902,009	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
令和3年10月1日残高	37	2,794,792
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△6,737
会計方針の変更を反映 した当期首残高	37	2,788,054
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△53,909
当 期 純 利 益		167,901
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6	6
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	6	113,999
令和4年9月30日残高	44	2,902,053

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、製品、仕掛品（請負工事を除く）、原材料

月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品（請負工事に係る）

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定額法

建物以外 定率法

（ただし、三日月サンシャインパーク他3件のソーラー発電設備については定額法によっており、また平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法に基づいております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

構築物 10年～40年

機械及び装置 7年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、販売用ソフトウェアについては販売見込期間（3年）に基づいております。

- ③ リース資産
 - イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき役員賞与支給見込額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整はおこなっておりません。

① 商品及び製品の販売

当社は、インテリア事業部門において、自動壁紙糊付機等インテリア内装施工機器や施工工具、内装工事用テープ等の資材を販売しております。畳事業部門において、畳製造装置に関連する工具・副資材等を販売しております。コンシューマ事業部門において、特殊機能畳等のインテリア商品を販売しております。食品機器事業部門において、マルチディスペンサー等の厨房用食品機器を販売しております。このような商品および製品の販売については、顧客に商品および製品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

② 試運転調整作業等を伴う装置等の販売

当社は、主に産業機器事業部門において、試運転調整作業等を伴う装置等の販売をおこなっており、当該装置等および試運転調整作業等の提供を履行義務として識別しております。このような試運転調整作業等を伴う装置等の販売については、原則として、当該試運転調整作業等が完了した時点で収益を認識しております。

③ 工事契約売上

当社は、ソーラー・エネルギー事業部門において、産業用・家庭用ソーラー発電システム、蓄電池等の請負施工をおこなっております。このような工事契約については、工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいておこなっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結注記表「2. 表示方法の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、商品及び製品の販売について出荷時に収益を認識していた販売取引については、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。また、工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。さらに、割賦販売にて翌事業年度以降の収入とすべき金額に対応する割賦販売利益を「割賦利益繰延」として繰延処理をしておりましたが、顧客との契約に基づく取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識し、それ以外の取引価格を検収時に一括して収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までにおこなわれた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理をおこない、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は12,940千円増加、売上原価は10,493千円増加、営業利益は1,401千円増加、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,962千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は6,737千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」、「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」として表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 141,914千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (2)繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,565,322千円

- (2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物 1,672,759千円 (3,464千円)

機械装置及び運搬具 113,480千円 (113,480千円)

工具、器具及び備品 0千円 (0千円)

土地 1,399,437千円 (225,681千円)

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 907,309千円 (一千円)

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） 1,818,502千円 (35,040千円)

上記のうち、（ ）内書は工場財団抵当を示しております。

- (3) 保証債務

下記の会社のリース会社からのリース債務に対し、保証をおこなっております。

株式会社キツタカ 12,722千円

- (4) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 3,288千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 2,989千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 28株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産 14,956千円

未払事業税 5,205千円

賞与引当金 42,840千円

未払費用 7,247千円

貸倒引当金 543千円

退職給付引当金 77,466千円

役員退職慰労引当金 77,693千円

その他 6,416千円

小計 232,369千円

評価性引当額 △90,435千円

繰延税金資産計 141,934千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △19千円

繰延税金負債計 △19千円

繰延税金資産の純額 141,914千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ROSECC	所有直接100%	材料の購入 役員の兼任	材料等の購入 (注)	2,898	電子記録債務	3,288

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件等については、市場の販売価格、取引先の希望価格等を考慮した上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 538円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 31円14銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。